○法務省告示第百二十一号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百五十条の規定に基づき、次のとおり電子公告調査の業務の全部の廃止の届出があったので、同法第九百五十九条第三号の規定に基づき告示する。

令和七年十月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

一　登録番号　五

二　廃止をしようとする者の氏名又は名称　グローリー株式会社

三　廃止をしようとする者の住所　兵庫県姫路市下手野一丁目三番一号

四　廃止しようとする業務の範囲　全部

五　廃止しようとする年月日　令和八年三月三十一日

○法務省告示第百二十二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次の一に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせ、次の二に掲げる公証人に電磁的記録の認証等に関する事務（公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十一条第二項ただし書に規定する事務をいう。以下同じ。）を行わせる。

令和七年十月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

一　東京法務局所属

北原　一夫　同
窪田　守雄　同
石田　一宏　同
稲葉　一生　同
小尾　仁　同
中田　和範　同
小坂　敏幸　同
米村　俊郎　同
山田　賀規　同
髙﨑　秀雄　同
原　啓一郎　同
山口　雅髙　同
畔柳　章裕　同
齊木　敏文　同
東　弘　同
杉山　治樹　同
萩原　秀紀　同
松並　重雄　同
堀　嗣亜貴　同
阿部　正幸　同
田中　寿生　同
廣谷　章雄　同
古久保正人　同
金子　武志　同
多和田隆史　同
髙木　順子　同
大久保正道　同
山西　宏紀　同
森本　和明　同
宇川　春彦　同
吉田　誠治　同
林　秀行　同
脇　博人　同
大竹　優子　同
長谷川　保　同
保坂　直樹　同
木下　雅博　同
髙宮　健二　同
大宮由紀枝　同

二　千葉地方法務局所属

附　則

1　この告示は、告示の日から効力を生ずる。

2　この告示の施行の際現に公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定を受けている公証人は、電磁的記録の認証等に関する事務に係る指定を受けたものとみなす。

○外務省告示第三百八十三号

令和七年九月十五日にスバで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　道井緑一郎在フィジー大使

フィジー側　ピタ・タンギザキレワ公務員省次官代理

○外務省告示第三百八十四号

令和七年七月二十八日にサントメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　野口修二在サントメ・プリンシペ大使

サントメ・プリンシペ側　イルザ・マリア・ドス・サントス・アマド・バズ外務・協力・共同体大臣

○外務省告示第三百八十五号

令和七年七月二十八日にブラザビルで、コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　前川秀信在コンゴ共和国大使館参事官

世界食糧計画側　ゴン・マイヤー在コンゴ共和国事務所代表

○外務省告示第三百八十六号

令和七年八月四日にキンシャサで、コンゴ民主共和国におけるエムポックス流行への緊急対応計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　エムポックス流行への緊急対応計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億千五百万円

3　署名者

日　本　側　小川秀俊在コンゴ民主共和国大使

国際連合児童基金側　ジョン・アグボー在コンゴ民主共和国事務所代表

○外務省告示第三百八十七号

令和七年八月八日にマプトで、モザンビーク共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅

1　援助の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億四千二百万円

3　贈与の供与期限　令和九年八月三十一日

4　署名者

日　本　側　濵田圭司在モザンビーク大使

モザンビーク側　マリア・マヌエラ・ドス・サントス・ルーカス外務協力大臣

○外務省告示第三百八十八号

令和七年八月八日にマプトで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億四百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　濵田圭司在モザンビーク大使

モザンビーク側　マリア・マヌエラ・ドス・サントス・ルーカス外務協力大臣

○外務省告示第三百八十九号

令和七年八月十九日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成二十九年四月十二日付けの交換公文に従ってスリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになったカル河上水道拡張計画（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ民主社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十三年三月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅